

埼玉県の酒を活用した観光の魅力発信業務委託 仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県の酒を活用した観光の魅力発信業務委託

2 委託期間

契約日から令和9年3月12日（金）まで

3 目的

本県は首都圏の中心に位置し、交通アクセスに優れるとともに、日本酒のほかにも、ワインやビール、ウイスキーといった観光資源となる酒がたくさんある。

そこで、情報感度の高い20代～40代の女性をメインターゲットとし、酒との親和性が高く、交通アクセスの良い埼玉の特徴を生かし、県内鉄道会社6社と連携して「鉄道で行く埼玉の酒旅」を情報発信することで、お酒を実際に飲みに行ってもらい、合わせて土産や観光スポットを楽しんでもらう観光周遊促進を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) パンフレットの制作

ア 県内鉄道会社6社と連携し、各社の路線で、酒やグルメ、観光スポットなどを楽しむモデルコースを紹介するパンフレットを制作すること。

モデルコースは鉄道会社6社各社1路線、全6コース以上を紹介すること。

鉄道会社6社： 東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、
西武鉄道株式会社、秩父鉄道株式会社、
埼玉高速鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社

イ 掲載スポットは、県が提供するスポット候補（酒、グルメ、観光）のリストに加え、誘客に効果的と思われるスポットを追加し、県の承認受けること。

なお、スポット数は、約30か所以上（5～6スポット／路線×6路線）を想定している。

ウ 鉄道会社及び掲載スポットへの取材・撮影は、県の承認を受けた後に行うものとし、取材の許可及び掲載の許諾は受託者が行うこと。

エ カメラマン、モデル、ライター等記事制作に必要なスタッフ及び機材、消耗品等

については、受託者が用意すること。

オ 紹介する酒及び酒スポットの名称や説明、店舗の紹介等について、関係者に確認を行い疑義が生じないようにすること。

カ 使用する写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真又は他者から提供を受けた写真等を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。

キ 仕様・規格

サイズ、ページ数：ページ数は12ページ以上とし、サイズは提案による。

印刷色数：フルカラー印刷（4色刷）

紙質：マットコート紙90kgもしくは約110kgを想定

部数：100,000部以上

ク 各スポットや鉄道会社への配送費は委託費に含めることとする。

(2) スタンプラリーの企画・実施

ア (1) で制作したパンフレット内で紹介したモデルコースを巡るスタンプラリーを企画・実施すること。

イ 実施期間は、令和8年11月～令和9年2月とする。

ウ スタンプラリーの実施方法は、デジタルスタンプラリーとする。

エ スタンプ取得数に応じたプレゼント企画を実施すること。

オ プレゼントは、企画への参加を促すよう各鉄道会社と連携したオリジナルの賞品を作成すること。賞品の種類及び数量は、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。なお、鉄道会社との調整及び許諾は、受託者が行うこと。

カ プレゼントの調達及び発送にかかる費用は委託費に含めることとする。

キ プレゼントは不当景品類及び不当表示防止法に抵触しない範囲で選定する。

ク プレゼントの応募フォームは受託者からの提案によるものとし、入力項目等は委託者と協議の上決定する。

ケ デジタルスタンプラリーの実施において、参加者数及び参加者の属性や行動などの情報データを取得すること。なお、取得情報の内容は県と協議の上、決定すること。

(3) スタンプラリー周知用ポスターの制作

ア 仕様・規格

印刷色数：フルカラー印刷（4色刷）

紙質：コート紙またはマットコート紙135kg以上を想定

制作部数：B1版400枚以上

納品： 令和8年9月末までとすること。

データ（PDF等、県の指定するフォーマット）も県に納品すること。

イ 各スポットや鉄道会社への配送費は委託費に含めることとする。

(4) 特集WEBページの制作

ア (1)のパンフレットの内容、(2)のスタンプラリーの実施概要を効果的に情報発信できる特集ページを制作すること。

イ 埼玉県公式サイト「ちょこたび埼玉」内の特集ページ掲載用の素材を制作すること。企画提案書にデザイン案を記載すること。

ウ 掲載にあたって必要なHTMLファイル、画像データ等一式を県に納品すること。なお、納品は、令和8年9月末までとすること。

スタンプラリーが終了次第、特集ページ内のスタンプラリー情報を修正したデータを納品すること。

エ 埼玉県公式サイト「ちょこたび埼玉」に、本業務で制作する特集ページのリンクを掲載するためのバナー用サムネイルを制作すること。なお、サムネイルのデザイン及びサイズは、受託後に県と協議の上、決定すること。

【掲載先】埼玉県公式サイト「ちょこたび埼玉」特集ページ

<https://chocotabi-saitama.jp/specials/>

(5) ターゲティング広告の実施

ア スタンプラリーの参加者を増やすため、効果的なターゲティング広告を実施すること。

イ ターゲティング広告の手法、ターゲット及び配信時期等については、企画提案審査時に提案を行うこと。また、受託後、県の承認を得て実施すること。

ウ KPIについては、企画提案審査時に提案を行うとともに、受託後、目標達成のための方策を適切に講じること。

(6) インフルエンサー等の活用

ア SNS上において効果的な情報発信が見込まれるインフルエンサー等を複数名選定し、そのインフルエンサー等が管理するSNS上で情報を発信すること。なお、企画提案書にインフルエンサー等の候補案を理由とともに記載すること。

イ アのインフルエンサー等とは別に、県が指定する著名人を活用して情報発信を行うこと。タイアップ動画やSNSの活用を想定している。費用は20万円程度を想定し、委託費に含めること。

ウ (1)で制作したパンフレットで紹介したモデルコースをインフルエンサー等を活用して情報発信すること。

エ 取材・撮影は、県の承認を受けた後に行うものとし、受託者が取材の同行、案内を行うこと。

オ 選定したインフルエンサーとの連絡調整、取材先との調整、掲載許諾依頼等は受託者が行うこと。

カ 取材した素材をもとに、最も効果的なSNSでの発信内容を提案し、埼玉県と協議の上、発信すること。なお、複数の媒体を使用しても差し支えない。

キ 情報発信時期は、それぞれの酒の出荷時期や注目度が高まる時期を勘案し、効果

的な時期を提案すること。

ク 写真は発信するSNSごとに推奨される画像サイズに調整すること。写真に限らず、動画も適宜活用すること。

ケ 閲覧数を増加させるために効果的なハッシュタグを複数個設定すること。

コ キャプションの内容や文字数はインフルエンサーの個性に委ねるものとするが、記載内容に誤りがないよう、情報発信前に必ず県の承認を得ること。

(7) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、検査を受けること。業務完了報告書の内容については、以下の内容も含めること。

ア 情報発信結果（画像データ、テキストデータ、SNS発信内容）

イ 定量的な効果等がわかるデータ（スタンプラリーの参加実績、スポットごとの来訪数、エンゲージメント数、インプレッション数等）

ウ その他業務実施にあたって制作した成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 産業労働部 観光課 DMO支援・観光振興担当とする。

(8) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて県と受託者の打ち合わせの場を設けること。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とする。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権は、原則として全て県に帰属するものとする。ただし、受託者があらかじめ所有していた写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、埼玉県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955